

3 復興に向けた対策（Ⅱ 地域の再生や生活の再建）

<住まいと暮らしの再建>

被災前の生活に戻ること、このことが復興の原点であり、願いでもあります。

東日本大震災では、県、そして多くの市町が、被災地の現場に職員を派遣し、仮設住宅等における生活環境の確保やコミュニティの構築支援、入居者の健康維持など、被災者支援の取組を行いました。また、みえ災害ボランティア支援センターを設置し、岩手県山田町にボランティアをバスで派遣する「みえ発！ボラパック」を、計72便、約2年半にわたり継続するなど、全国でも数少ない長期的な支援活動を実施しました。

このような被災者支援の取組を展開する一方で、復興を見据えての県内での事前準備として、「住まいと暮らしの再建」の分野においては、県は、関係団体との間で住宅確保や建設にかかる協定の締結に取り組んできたほか、市町と連携して仮設住宅の建設候補地のリストアップなどの作業も進めてきました。

また、市町においても、例えば、南伊勢町と度会町が、平成24年3月に災害時相互応援協定を締結するなど独自の動きも出てきました。これは、災害時に職員・消防団員の派遣を行うほか、生活必需物資や避難場所の優先的な提供を両町間で実施するというものであり、仮に、沿岸部に位置する南伊勢町が、甚大な津波被害を被り、町内において被災者を受け入れる施設を確保することが困難となった場合、内陸部にある度会町に対して、その施設や用地の確保について要請することができるなど、行政区域を越えて被災者支援をも行うことを目的とした取組です。

さらに、平成23年9月の紀伊半島大水害では、県と被害を受けた市町は、まさしく復旧・復興の取組を進めました。

なかでも、被災者の生活・住宅再建支援については、特に住家被害が甚大であった2市町（熊野市、紀宝町）に被災者生活再建支援法の適用を決定したほか、同法が適用されない半壊や床上浸水の被害が県内各地で多数発生していたことから、県内全域を対象として、市町が実施する被災者生活再建支援に要する経費の一部を県が補助する独自の制度を、急いで創設するなどして被災者の生活の早期安定化を図りました。

このように、県及び市町は、実際の復旧・復興における実務を通じて、さまざまな経験を積んできました。また、有事において、迅速に被災者支援を行うことができるよう、事前の準備についても、着実に取組を進めているところです。

こうしたことを基盤として、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害



が発生した際は、まず、被災者の住まいの確保を図るため、緊急の住宅確保から恒久的な住宅供給に至るまで、切れ目のない対策に取り組んでいく必要があります。

また、生活の再建に向けて、さまざまな相談に対応するための体制を整えるほか、被災者の雇用についても確保していく必要があります。被災地において、雇用を創出し、生活基盤を確保していくことは、被災地の復興を支えることにつながります。

さらに、復興が長引くにつれ、被災者の心身の健康にもたらす影響の拡大が懸念されることから、被災者一人ひとりに寄り添う、細やかな支援にも取り組んでいくことが必要となります。

そして、このような支援に取り組んでいく際、重要なことは、人と人の絆、人と人のつながりを断ち切ることのないよう、最大限の配慮を行わなければならないということです。

「復興」の基本理念において述べたように、三重県では、「人間」と「人間関係」の回復をめざし、地域コミュニティの再生を図りながら、住まいと暮らしの再建に取り組んでいきます。

(1) 被災住宅の応急対策

取組項目Ⅱ-(1)-① 応急危険度判定の実施

取組概要

余震等に伴う二次災害を防止するため、震災直後から市町による応急危険度判定を迅速に実施し、利用を控えることが望ましい建築物について住民に周知する必要がある。しかしながら、対象となる建築物が多数に上った場合、市町において応急危険度判定士の確保が困難となることが予想される。

県は、市町から支援要請があった際は、県災害対策本部に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、被災地に応急危険度判定士を派遣するなど、被災市町を支援する。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

市町は、応急危険度判定の実施を決定したときは、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連

絡する。

あわせて、被災者への周知など必要な措置を講じるほか、必要に応じて県に対して支援要請を行うことにより判定業務を迅速に実施する。

[多賀城市の取組事例]

多賀城市では、平成23年4月7日に発生した大規模な余震を受けて、4月8日から9日にかけて、市内を調査した結果、特に西部地区において、全壊、半壊及び一部損壊の建築物が、地区全体の30%以上にのぼることが確認されたため、応急危険度判定を実施することとし、宮城県建築宅地課に支援要請を行った。県から派遣された延べ82人の判定士により、1,536棟の建築物について判定が実施された。

特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

東日本大震災では、10都県・149市区町村において、8,541人の応急危険度判定士により、95,381件の判定が行われるなど、過去最大規模の応急危険度判定が実施された。住家被害認定では、迅速化・簡素化の特例措置が講じられ、津波による被害については、外観の目視調査だけで判定することとされた。

[岩手県の取組事例]

岩手県の沿岸部では、津波被害が甚大であったことから、建築物の多くは応急危険度判定の対象外となった。内陸部に位置する一関市では、平成23年3月13日から4月28日まで判定業務を実施したほか、北上市では3月28日まで、奥州市では4月11日まで実施した。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、3月11日から5月10日までの間、沿岸部も含めて仙台市ほか29市町において、判定業務を実施した。なかでも、4月7日に発生した最大余震では、県内で最大震度6強の揺れを観測し、建築物の倒壊など被害が拡大したため、多くの市町で判定を追加実施することとなった。

取組項目Ⅱ-(1)-② 住宅の被害認定調査の実施（罹災証明の発行）

取組概要

住宅の被害認定調査の結果に基づき被災者からの申請により発行する罹災証明は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置を適用する際の判断材料となることから、県は、市町の被害

認定や罹災証明書の発行事務が迅速かつ円滑に進むよう、市町からの要請に基づき、職員の応援派遣など必要な支援を行う。

実施時期

震災1週間～

市町に期待する役割

被害認定調査の実施体制及び実施方法等の方針を決定の上、被災家屋等の現地調査を通じて被害認定を行う。市町において対応できない場合は、県に応援を要請する。

続いて、調査の結果を受け、罹災台帳を作成する。また、被災者からの申請により、迅速かつ的確に罹災証明書を発行する。

さらに、支援漏れや手続きの重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するため、罹災証明書の発行内容を基に被災者台帳として整理する。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、平成23年3月22日から3月26日まで、津波による住家等被害調査を実施するとともに、地震による住家等被害調査を4月18日から6月27日までの間、及び7月4日から7月25日までの間、実施した。

罹災証明については、当初、3月28日から発行する予定であったものの、県や他の被災市町村との調整の結果、4月27日から発行を開始し、市内全域で24,784枚が発行された。

[釜石市の取組事例]

釜石市では、平成23年3月下旬に被害認定調査を開始し、4月1日に罹災証明書発行を開始した。被害認定は、市職員12人、県職員2人が2人1組7班体制で調査を行い、罹災証明の発行については、市職員3～5人、臨時職員1人が土日も含め特設窓口を設けて発行業務を行った。

[名取市の取組事例]

名取市では、平成23年3月22日に、罹災証明にかかる手続き・申請様式・庁内処理体制について検討を行った。3月28日に市役所と各地区公民館で申請受付を開始した際は、会場に入りきれないほどの人が押し寄せた。罹災証明書の申請期間については、高速道路の無料措置を受けるために証明書が必要であったことから、同年12月28日まで延長された。なお、被害認定調査の人員は、市職員のほか、建築士、県外の自治体による派遣協力が多くを占めた。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成 23 年 3 月 22 日から、各土木事務所・地域事務所及び土木部建築宅地課に「被災住宅相談窓口」を設置し、罹災証明、住宅の安全性の確認及び住宅の修繕・建替えなど被災住宅に関する県民からの相談や市町からの問合せに対応した。

取組項目Ⅱ-(1)-③ 被災者による自宅の応急修理支援

取組概要

被災住宅の応急修理とは、災害救助法に基づき、住家が半壊または半焼し、自らの資力で修理を行い当面の日常生活に最低限必要な場所を確保することができない者に対して、必要最小限の修理を行うための制度であり、避難所からの早期帰宅や応急仮設住宅の需要抑制につながることから、県は、関係団体、事業者等と連携し、市町が行う応急修理を支援する。

また、災害救助法の対象とならない世帯に対しても、被災者が自宅に戻り生活の正常化が図られるよう、市町や関係団体等と連携して、相談受付や施工業者の斡旋といった支援を行うなど被災者が自力で実施する応急修理についても促進を図る。

実施時期

震災 1 週間～

市町に期待する役割

住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、台所、トイレなど日常生活に最小限の部分の応急修理を実施するため、制度についての情報提供、応急修理の意向把握・募集・選定、修理の施工などの措置をとる。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、震災により全壊又は大規模半壊・半壊した住宅を市が業者に依頼し応急修理を行う、住宅の応急修理制度について、市政だよりやホームページ等で告知し、平成 23 年 4 月 21 日から申込受付を開始した。

活用する計画・資料等

- ・災害時における被災住宅の応急修理に関する協定（平成 23 年 7 月）



特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

住宅の応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了することとされているが、東日本大震災では被害が著しく甚大であり、修理業者の被災、被災住宅の被害認定調査の長期化等の影響があったことから、特別基準により運用され、平成24年1月31日までの受付分が認められることとなった。

(2) 緊急の住宅確保

取組項目Ⅱ-(2)-① 住民の住宅再建意向の把握

取組概要

緊急の住宅確保に向けては、まず住宅需要を把握することが重要であり、被災者の住宅再建意向等の確認が必要となる。

しかしながら、震災発生直後において、被災世帯を対象とした正確な調査を実施することは困難であることから、家屋被害や応急修理の状況など被害の概況から、概算により住宅需要の把握を行う。

被害状況が明らかになってきて以降は、被災者の生活再建の状況変化に伴い、住宅需要についても流動的に変化すると予想され、市町と連携して、その把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

被災直後は、住宅被害戸数の概況把握に基づき、住宅需要数を算出するとともに、被害状況が整理され自宅を失った世帯数等が把握できて以降は、必要に応じて住宅再建意向調査を実施するなど、定期的に住宅需要の把握に努める。

[多賀城市の取組事例]

多賀城市では、平成 23 年度から毎年、住宅が半壊以上の被災者（仮設住宅（プレハブ住宅・借上げ）、在宅、災害公営住宅）を対象とした「被災者現況調査」を実施している。調査では、今後の住宅の再建方法のほか、現在の生活状況も尋ねることにより、年々変化する被災者の生活再建状況や再建意向を把握し、被災者支援施策への反映を図っている。

特記事項

[岩手県の取組事例]

応急仮設住宅の建設にあたっての岩手県の取組経過は以下のとおりである。

（平成 23 年 3 月 12 日）

一般社団法人プレハブ建築協会に対して、建設準備を指示

（3 月 13 日～）

県において建設可能地の図面上でのリストアップ作業を実施



(3月14日)

プレハブ建築協会の現地担当事業者と協議（早急な体制整備を要請、物流拠点の確保に向けての協議、地元雇用についての配慮を依頼）

当面の建設戸数を計8,800戸として、プレハブ建築協会本部（東京）に建設申請（この時点で建設場所は未定）

(3月24日～)

プレハブ建築協会以外の建設事業者への発注方法についても検討開始

(3月31日)

市町村からの要望戸数が明らかとなってきた（陸前高田市と釜石市の2市だけで9,000戸の要望）ことから、必要戸数を8,800戸から18,000戸に見直し（ただし、この時点では、プレハブ建築協会への建設申請は8,800戸のままとした）

(4月18日)

公募による建設事業者の募集を開始

(4月下旬)

市町村からの聞き取りにより、申込戸数は15,000戸程度になることを把握

(5月2日)

プレハブ建築協会に対する建設申請を8,800戸から12,000戸（公募分を除き推計）へ修正

(5月6日)

5月6日時点で市町村からの申込戸数を集計（12,781戸）

(5月9日)

必要戸数（最終）を18,000戸から14,000戸に見直し

[宮城県の実施事例]

応急仮設住宅の建設にあたっての宮城県の実施経過は以下のとおりである。

(平成23年3月14日)

一般社団法人プレハブ建築協会に対して、応急仮設住宅10,000戸の建設を要請

(3月17日)

各市町に対して、応急仮設住宅の建設要望戸数等の聞き取り調査を実施

(3月28日)

応急仮設住宅（プレハブ住宅）第一次分の建設着手（13市町1,207戸）

(4月1日)

一般社団法人プレハブ建築協会に対して、応急仮設住宅20,000戸の建設を追加要請

-
- (4月28日)
県内初の応急仮設住宅入居開始（塩竈市）
 - (5月9日)
応急仮設住宅必要戸数の再調査を決定
 - (5月19日)
応急仮設住宅建設戸数を30,000戸から23,000戸へ修正
 - (9月28日)
応急仮設住宅（プレハブ住宅）県整備分21,519戸完成
 - (12月26日)
応急仮設住宅（プレハブ住宅）完成（406団地22,095戸）
 - (12月30日)
県内の全避難所が閉鎖

取組項目Ⅱ-(2)-② 応急仮設住宅用地の確保

取組概要

事前にリストアップした応急仮設住宅の建設候補地について、市町を通じて被害状況を調査する。地盤亀裂の有無、建造物被害の有無、道路、給排水施設、電気・通信施設、ガス供給施設等の被害状況について調査を行い、建設地として使用可能な用地を把握する。

建設用地を確保できない市町がある場合は、その確保に向けた広域調整等を図る。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

市町において事前にリストアップした応急仮設住宅の建設候補地について、被害状況の調査を行い、使用可能な用地を把握する。公共用地において建設場所を確保できない場合は、民有地を借地するなどして確保する。

これらの確保見込、確保状況については、県に報告するとともに、必要な用地を確保できないなど、県による広域調整等が必要となる場合はその支援を要請する。

[気仙沼市の取組事例]

気仙沼市では、市内93箇所では応急仮設住宅を建設した。うち半数近くが民有地であり、地権者の協力を得て2年6か月間無償で借り受けた。この



借地期間が満了した後の契約については有償借地とし、さらに2年6か月間、期間を延長することとした。一方で、契約更新後は、固定資産税を宅地並みに課税することとした。

[南三陸町の取組事例]

南三陸町では、平坦な土地のほとんどが津波による甚大な被害を受けたため、仮設住宅団地の用地を、内陸部の隣接する登米市に求めることとなった。震災から3年8か月が過ぎた平成26年11月20日時点において、58箇所の仮設住宅団地が残され、このうち町内には52箇所(1,709戸)、残る6箇所(486戸)は、登米市において建設された団地となっている。

活用する計画・資料等

- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(平成9年4月、平成25年12月、平成26年3月)

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、応急仮設住宅建設候補地の現地調査を、平成23年3月16日に開始した。候補地について、各市町村は事前に「応急仮設住宅建設可能用地リスト」を作成していたが、明確にリストアップしていなかった市町村が多かった上、リストに掲載された候補地も被災しており、有効に活用することができなかった。新たに候補地選定を進める必要があったが、被災地と電話がほとんどつながらなかったため、直接現地に赴き、調整・検討を行った。緊急事態ということもあり、建設の適地が見つければ、即、交渉・契約を行い、建設会社に発注していった。

取組項目Ⅱ-(2)-③ 応急的な住宅の供給計画の作成

取組概要

住宅被害の状況、被災者の住宅再建意向等を勘案して、応急仮設住宅(プレハブ住宅)の建設のほか、応急仮設住宅(借上げ)の確保、公営住宅の一時利用等を含めた、応急的な住宅の必要戸数を推計する。

また、応急仮設住宅の建設可能用地についての調査結果、協定を締結している関係団体における建設資機材の確保状況などを基に、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。

これら必要戸数と供給可能戸数の算定結果に基づき、応急的な住宅の供給計画を作成する。

なお、応急的な住宅対策では、当面の住宅提供だけでなく、被災者の生

活支援という面もあることから、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者の入居を優先させるほか、計画作成においては、過去の震災復興における教訓等をふまえ、できる限り従前の生活圏やコミュニティの維持を図るとともに、他地域へ移転せざるを得ない場合においても、生活利便の確保やコミュニティの形成、なりわい・雇用の確保などの生活支援を一体的に考慮するよう努めるものとする。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

入居者の資格等の設定にあたっては、上段の「取組概要」で述べたとおり、できる限り従前の生活圏やコミュニティの維持を図るとともに、他地域へ移転せざるを得ない場合においても、生活利便の確保やコミュニティの形成、なりわい・雇用の確保などの生活支援を一体的に考慮するよう努めるものとする。

[宮古市の取組事例]

宮古市では、応急仮設住宅の入居者の選定において、コミュニティの分断を避けるため、「地域一括」、「被災地近接」、「世代混合（ソーシャルミックス）」、「通学に配慮」を、住宅整備の4原則とし、10～30戸の小規模な仮設住宅団地を大半とした。用地は学校施設を極力避けるとともに、入居者の決定は無抽選とした。さらに、従前の居住地が近い被災者は同じブロックにするなどの配慮も行った。

[東日本大震災被災地派遣職員（市職員）からの聴取事項]

南三陸町では、避難所から仮設住宅への入居は一律抽選であったため、仮設住宅が完成する度に抽選会を実施した。多くの被災者は、従前の居住地に近い仮設住宅を希望した。

活用する計画・資料等

- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（平成9年4月、平成25年12月、平成26年3月）
- ・災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定（平成27年12月）
- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（平成27年12月）

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、応急仮設住宅の建設について県主導で行ったが、入居については市町村に一任した。市町村では、小さな子どもがいる世帯、障がい者がいる世帯などの優先枠と一般の公募枠でバランスを取りながら、入居管理を進めていった。

また、公営住宅の一時利用については、既存の県営住宅を活用するにあたって、保健福祉部からの意見を反映し、入居者選定基準を以下のとおりとした。

(優先区分1)

- ・80歳以上の方がいる世帯
- ・重度の障がい等を有する方がいる世帯

(優先区分2)

- ・特定疾患により居住の安定を図る必要のある方がいる世帯
- ・中度の障がい等を有する方がいる世帯
- ・3歳児未満の乳幼児がいる世帯
- ・3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ・75歳以上の方がいる世帯

(優先区分3)

- ・要支援1～2の高齢者等がいる世帯

取組項目Ⅱ-(2)-④ 応急仮設住宅（借上げ）の確保

取組概要

応急仮設住宅の建設戸数が膨大な数となるなど、建設に時間を要することが予想される場合、民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げて、被災者に提供する。

県は、協定に基づき、民間賃貸住宅の空家状況を把握するとともに、提供可能な住宅戸数について、立地状況等もふまえた上で、各市町に供給する。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

市町は、入居者の選定基準を作成した上で募集を実施、応募者の要配慮状況や家族の事情等も考慮した上で、入居先を決定する。

東日本大震災では、プレハブ仮設住宅と民間借上住宅との間において、後者の入居者に対するケアや情報が十分に行き届かなかったという反省があることから、民間借上住宅への入居者についても、情報提供や巡回相談の実施など生活支援に格差が生じないような配慮に努める。

活用する計画・資料等

- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（平成27年12月）

特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

東日本大震災では、県及び市町村による民間借上住宅の被災者への配分が行われるより前に、被災者が賃貸住宅を契約し入居した場合の対応について、一定の条件に基づき、時期をさかのぼって応急仮設住宅に入居したものと見なすとの措置がとられた。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、応急仮設住宅（借上げ）の契約期間終了の6～8か月前に、貸主に契約終了の意向確認書を用いて再契約の意向を確認した。貸主が「再契約可」とした物件については入居者の意向をもとに、再契約の手続きを行った。一方、貸主が「不可」とした物件については入居者に契約期間終了の通知を行い、自立再建が困難な入居者に対し、プレハブ仮設住宅、公営住宅、他の民間借上住宅のいずれかへの転居が必要であることを伝え、各入居者が転居希望先の市町窓口で早めに相談するよう案内を実施した。なお、こうした不動産の賃貸借手続きについては、職員が普段扱うことのない業務であったため、事務処理面で多くの時間を要することとなった。

取組項目Ⅱ-(2)-⑥ 応急仮設住宅の建設

取組概要

応急的な住宅の供給計画及び協定に基づき、応急仮設住宅を建設する。

建設にあたっては、高齢者・障がい者・単身・夫婦のみ世帯など住戸形式の考慮、ユニバーサルデザイン等への配慮のほか、一定戸数以上の住宅団地については、自治会活動等の地域社会づくり、行政からの生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する際の拠点となる集会施設を設置する。

実施時期

震災1か月～

市町に期待する役割

応急仮設住宅の維持管理体制を構築するとともに、住環境の改善、入居者の生活支援を行う。

具体的には、入居者の健康管理、入居者からの相談対応、自治組織等の育成、生活指導員・介護職員・相談員等の派遣、周辺住民との交流促進等に取り組む。

[住田町の取組事例]

陸前高田市、大船渡市、釜石市に隣接し、三陸海岸の沿岸から内陸に入った住田町では、震災前から、地元の山で育てられた気仙杉を使う「木造仮設住宅キット」の図面を準備しており、「隣町の窮状を放ってはおけない」との判断により、平成23年3月22日から木造仮設住宅の建設を開始した。最終的に町有地3箇所計93戸を建設、5月31日までに全戸に被災者が入居した。入居者の8割以上は陸前高田市の被災者であった。

[名取市の取組事例]

名取市では、プレハブ仮設住宅で生活する住民への支援を「なとり復興支援センターひより（名取市社会福祉協議会に運営委託）」が担い、民間賃貸住宅や在宅で生活する住民への支援を「サポートセンターどっと・なとり（市が運営）」が担うといった役割分担により、入居者支援を実施した。

活用する計画・資料等

- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（平成9年4月、平成25年12月、平成26年3月）

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、平成23年3月19日に、最初の応急仮設住宅建設工事が陸前高田市立第一中学校グラウンドにおいて始まった。同中学校は既に被災者の避難所として使用されており、グラウンドは被災者の駐車場となっていた。200戸の建設計画のうち先行して36戸を建設することとなり、最初の応急仮設住宅は4月1日に完成、9日に入居が始まった。

その他の着工については、被害が甚大であった宮古地区以南の沿岸6市町（宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）における建設工事を優先して実施した。

4月は、週2,000戸ペースで着工を続け、7月4日には完成戸数が10,000戸を突破、8月11日には全ての応急仮設住宅の建設が完了し、震災発生から210日目となる10月7日に、県内の避難所が全て閉鎖された。

この間、4月1日に、県建築住宅課内に「住まいのホットライン」を設置した。人員については、一般財団法人岩手県建築住宅センターへの業務委託により2人を確保したほか、土地開発公社及び他府県からの派遣職員を含め総勢7人の体制により対応にあたった。

また、建設にあたっては、日常生活において配慮を要する高齢者等のための福祉仮設住宅を整備した。浴室・トイレ等に手すりを設置するなど、バリアフリー仕様となるよう配慮した。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、応急仮設住宅の適切な管理のため、市町等で組織する「応急仮設住宅管理推進協議会」に対して、共同利用施設の維持管理経費にかかる補助を実施した。また、応急仮設住宅の入居者のケアと地域コミュニティの維持・再構築のため、仮設住宅団地内にコミュニティスペースを設けるとともに、入居する高齢者や障がい者、子ども、外国人住民などを幅広くサポートする体制を整えた。

取組項目Ⅱ-(2)-⑥ 応急仮設住宅の利用長期化を見据えた取組・適切な解消に向けた取組

取組概要

応急仮設住宅は、恒久住宅に移転するまでの仮の住まいであるものの、災害公営住宅等の供給の遅れから、利用が長期化するような事態が想定される。

このような場合、国と協議を行い、必要に応じて、応急仮設住宅の供用期間の延長を行うほか、住宅の補修等を実施する。また、入居の長期化に伴い、一方で空家も目立ち始めると、防犯面での問題に加え、自治会活動の担い手不足など、コミュニティ活動の維持が困難となってくることから、仮設住宅の統廃合についても検討を行う。

あわせて、被災者への生活支援活動等を通じて、応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援についても、市町と連携して実施する。

実施時期

震災2年～

市町に期待する役割

県と連携して、応急仮設住宅の統廃合など利用長期化への経過措置をと



るほか、入居者への住み替え情報の提供など恒久的な住宅への住み替え支援を実施する。

[遠野市の取組事例]

遠野市では、同市に永住を希望する被災者が多かったことや仮設住宅での生活が長期化していたことから、平成 27 年度に入り、市内の仮設住宅を市営住宅として整備するための具体的な検討に入った。当初から仮設住宅としての役割を終えた後も建物を有効活用できるよう、再利用が可能な木材パネルを使用しており、建物の基礎部分を補強し、内装や外装に寒冷対策を施せば、市営住宅としての利用が十分可能であったことから、早期整備をめざすこととなった。

[釜石市の取組事例]

釜石市では、入居期間の長期化を事前に見越し、仮設住宅団地に、クリニック付きのサポートセンター、店舗等を配置し、生活に必要な機能を充実させるとともに、路線バスの停留所、待合室も団地内に設けた。さらに、住棟を向合せの配置とし、団地内に屋根付きのウッドデッキを設置するなど、大規模な団地の中でも、近所付き合いの促進、コミュニティの確保を図った。

[気仙沼市の取組事例]

気仙沼市では、災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業等の進捗に伴い、平成 27 年度以降、本格的な生活再建が始まることから、学校施設等の早期解放に向け、応急仮設住宅の集約に取り組み、平成 30 年度までに全団地解消をめざすこととなった。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、応急仮設住宅の長期使用に備え、平成 29 年度以降も存続する可能性のある約 9,200 戸～9,500 戸の応急仮設住宅を対象として、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 か年で改修を行う計画を策定し、建物外周部の基礎、玄関部分の階段（雨掛かり部分）の床板等の更新を行った。

[宮城県の取組事例]

恒久住宅への移行支援について、宮城県では、県、市町、NPO など保健福祉分野の関係者をはじめとして、さまざまな部署と課題を共有、連携し、多角的視点を持って取り組むため、より具体的な被災者支援活動の参考事例集として活用できる「恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例」を平成 25 年 10 月に策定・公表した。

(3) 恒久的な住宅の供給

取組項目Ⅱ-(3)-① 恒久的な住宅の供給計画の作成

取組概要

住宅被害の状況、被災者の住宅再建意向、建設用地の確保等のほか、市町の復興まちづくり計画の検討状況や方向性をふまえた上で、恒久的な住宅の供給計画（方針・指針等）を作成する。

なお、災害公営住宅をはじめとする恒久的な住宅が、被災者にとって安定した生活と住まいの基盤となることから、計画作成にあたっては、応急的な住宅の供給計画にも増して、生活利便の確保、コミュニティの維持などの生活支援を一体的に考慮したものとする。

実施時期

震災6か月～

市町に期待する役割

県と連携して、市町の住宅供給計画（方針・指針等）を作成する。

入居者の資格等さまざまな要件の設定にあたっては、家賃低減化対策についての検討のほか、グループ単位での募集の実施、できる限り無抽選による入居方法の検討など、従前のコミュニティの維持にも十分配慮したものとする。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、平成25年10月に、2,761世帯を対象として、「災害公営住宅入居意向調査」を実施した。調査では、入居希望のほか、希望居住区、グループ申込への要望、自動車の所有状況、ペットの飼育状況などを尋ねた。

[気仙沼市の取組事例]

気仙沼市では、平成24年10月に災害公営住宅整備方針を公表の上、市全体で約2,000戸の災害公営住宅を整備することとし、これに基づき平成25年6月から7月にかけて入居希望者の仮申込を実施した。仮申込の結果、整備戸数を超える約2,200件の申込があり、地区によって申込数に偏りがあったことから、整備戸数の見直し等を行った。

[東日本大震災被災地派遣職員（市職員）からの聴取事項]

南三陸町への派遣期間中に、完成した災害公営住宅はなかったものの、すでに建設は始まり、入居者も決まっていた。入居者は抽選で決定されて



いたため、各地の仮設住宅団地から集まる当選者が、新たなコミュニティの構築に迫られることが予想されていた。そのため、事前に入居予定者を集め、顔合わせを行ったり、地域の一員として活動できるよう町内会との交流の場を設けた。また、ゴミ出しルールの設定など細かな生活面まで支援を実施した。

地域コミュニティの形成など、丁寧に地域の中に入り込む支援は、まさに、市町の役割であり、市町の業務であった。一方、県は、防潮堤の整備など社会インフラの再整備を担った。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、恒久的な住宅供給対策として、平成23年10月に、「岩手県住宅復興の基本方針」を作成し、災害公営住宅の整備、民間持家住宅（自力再建）及び民間賃貸住宅への支援等に取り組んだ。

[宮城県の取組事例]

災害公営住宅の建設にあたっての宮城県の取組経過は以下のとおりである。

（平成23年12月21日）

「宮城県復興住宅計画」を策定

（平成24年4月4日）

「宮城県復興住宅計画」を改定。災害公営住宅の整備戸数を見直し（21市町約15,000戸）

（平成24年7月18日）

「宮城県災害公営住宅整備指針（ガイドライン）」を策定

（平成25年4月1日）

県内初の災害公営住宅入居開始（仙台市、石巻市、山元町）

（平成26年10月4日）

「宮城県復興住宅計画」を改定

取組項目Ⅱ-(3)-② 災害公営住宅の建設

取組概要

さまざまな自立再建支援策を講じていても自宅の再建が困難な被災者に対して、恒久的な住宅の供給計画に基づき、災害公営住宅を建設し供給する。

建設にあたっては、応急仮設住宅の建設時と同様に、住戸形式の考慮、ユニバーサルデザイン等への配慮のほか、コミュニティスペースの確保など、入居後も、継続して入居者に対する生活支援を行うことを想定し、整

備を進める。

実施時期

震災1年～

市町に期待する役割

県と連携して、災害公営住宅の整備を進める。

また、入居後の維持管理体制の構築に向けた支援、入居者間のコミュニティ形成に向けた支援など、必要となる生活支援を実施する。

[大船渡市の取組事例]

大船渡市では、早期の住宅供給を実現するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から雇用促進住宅を買い取り、2階から5階までの空き部屋44部屋を災害公営住宅として整備した。

[塩竈市の取組事例]

塩竈市では、震災から約1年後の平成24年2月1日に独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）と基本協定を締結し、同日から災害公営住宅建設事業を開始した。県産木材を活用した大家族世帯向けの戸建木造住宅、鉄筋コンクリート造の集合住宅、入居者の新たなコミュニティの形成を促すための集会所や公園の設置など、地区ごとに、形式や構造、間取り等が異なる特徴を持たせることとした。

[気仙沼市の取組事例]

気仙沼市では、当初、国の集中復興期間である平成28年3月までに全地区の完成・入居をめざし、事業を進めてきたが、地区によっては用地取得等に時間を要したほか、復興事業の集中により作業員等の確保が難しい状況が続いたため、平成26年6月と平成27年1月に続き、同年6月にも3度目となる工程見直しを行った。遅延が見込まれる地区については、地区ごとに事業説明会を開催し、入居予定者に説明を行い理解を求めることとなった。

[多賀城市の取組事例]

多賀城市では、市内4箇所では災害公営住宅の建設を進め、平成26年10月に最初の住宅となる市営桜木住宅が完成した。桜木地区は約2メートルの津波浸水に見舞われた地域であったため、3棟が並列した集合住宅のそれぞれ1階部分には居住スペースを設けずに、吹き抜けのプロティとし、住宅は2階以上に配置された。また、各棟の両側面には外付け階段、屋上には避難スペースを設けるなど、地域住民による一時避難も可能となるよ

う設計された。

[女川町の取組事例]

女川町では、平成 26 年 3 月に、陸上競技場を解体し、その跡地を利用して 8 棟の建物からなる計 200 戸の町営運動公園住宅が完成した。建設を担当した UR 都市機構によれば、「4 階建ての住棟の 1 階には大きなピロティを設け、敷地の反対側まで見通せる開けた空間とし、通路には人が溜まることのできるスペースを設けたり、ベンチもさまざまな位置に配置するなど、新しいコミュニティづくりへの配慮を行った。」とのことであり、さらに、敷地内にはかつての競技場のトラックの形に道路を巡らせるなど、随所に住民に親しまれてきた記憶を残す工夫も凝らされた。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、平成 24 年 6 月 14 日、釜石市平田地区の旧釜石商業高校の敷地で、被災後県内初となる災害公営住宅の着工式が行われた。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、災害公営住宅の整備にあたって、住宅の復興を市町と連携して進めていくための「復興住宅市町村連絡調整会議」において、災害公営住宅の整備指針の策定、災害公営住宅の入居資格要件や家賃、完成後の管理に関するさまざまな課題について、情報共有や各種調整を行った。

(4) 災害廃棄物の処理

取組項目Ⅱ-(4)-① 廃棄物処理施設の被害状況の把握

取組概要

市町の施設の被災状況と復旧見通しについて確認を行い、県全体としての処理能力を把握する。市町における処理可能量は、被災状況等によりそれぞれ異なることから、県は、市町間の受入調整を行う。

災害廃棄物発生量が膨大である場合、目標とする計画期間（3年）内に処理を行うため、県内の焼却施設が不足するときには、仮設焼却炉等の設置を、また、大量に発生する混合廃棄物や津波堆積物については、仮設の破砕選別施設等の設置を検討するなど迅速な処理体制の構築を行う。

実施時期

震災直後～1か月

市町に期待する役割

施設の被災状況を確認するとともに、施設機能点検を行い、処理・処分にかかる支障の有無を把握する。施設補修が必要な場合は、速やかに補修工事を行う。

市町の被災状況や行政機能の低下により、市町が災害廃棄物の処理を行うことが困難である場合は、県への事務委託、または事務代替をすることについて、県と協議する。

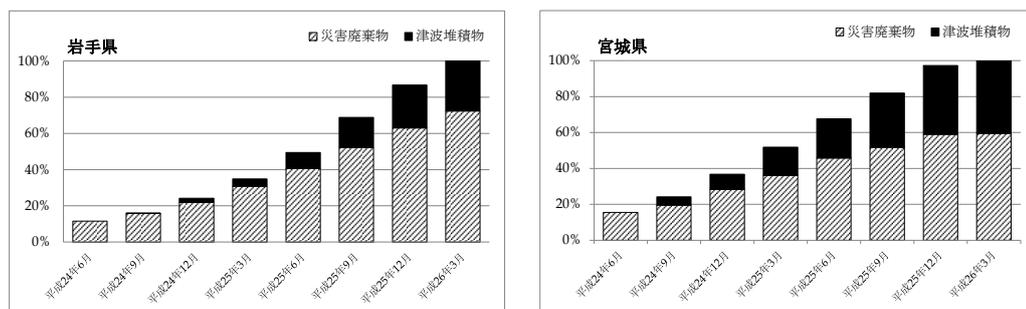
活用する計画・資料等

- ・三重県災害廃棄物処理計画（平成27年3月）

特記事項

[岩手県及び宮城県の実施事例]

岩手県及び宮城県における災害廃棄物の処理経過は以下のとおりである。



(復興庁「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」を基に作成)

取組項目Ⅱ-(4)-② 被災現場からの災害廃棄物の撤去

取組概要

県は、市町ごとの災害廃棄物処理の進捗状況を的確に把握し、県全体での進捗に遅れを来さないよう、必要に応じて市町や地域間での支援・調整や、国（環境省）に対する支援要請など、課題への対応を行う。

なお、県が市町からの事務委託等を受けた場合においては、市町に代わって災害廃棄物の処理を県が実施する。

実施時期

震災直後～1年

市町に期待する役割

市町は、住民等が市町一次仮置場に集積したり、被災現場で解体・撤去した災害廃棄物を、市町二次仮置場に収集運搬する。なお、作業に必要な資機材が不足する場合は、協定等に基づき周辺自治体や民間事業者からの応援により業務を実施する。

また、全体調整や支援要請を行うため、家屋等の解体状況、災害廃棄物の種類別の処理状況、処理困難廃棄物の処理状況等について進捗を把握する。

さらに、国が示す災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

[多賀城市の取組事例]

多賀城市では、災害廃棄物の撤去作業が進むにつれ、仮置場の確保が喫緊の課題となった。当初用意した中央公園駐車場が満杯となると、あやめ園駐車場、砂押川遊水地、高橋公園、多賀城駅周辺整備事業ヤード、多賀城インターチェンジ予定地、旧多賀城北日本自動車学院跡地と、順次、土地を借り受けることとなった。これらの仮置場の中には、住宅や学校に隣接していた場所もあったため、外気温が上昇するにつれ、ハエ等の害虫発生や臭気、重機類やダンプ等による粉じん等公衆衛生に関する苦情が市役所に多数寄せられた。このような状況の中、これまでの自治体間のつながりを縁として、山形県米沢市及び同市内最終処分場業者の理解と協力により、平成23年度から平成24年度にかけて、約43,000トンの不燃系の災害廃棄物を受け入れてもらうこととなった。

活用する計画・資料等

- ・三重県災害廃棄物処理計画（平成27年3月）

- ・三重県災害等廃棄物処理応援協定（平成 16 年 10 月）
- ・災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（平成 16 年 4 月、平成 16 年 10 月、平成 26 年 3 月）
- ・循環型社会の形成の推進に関する協定（平成 27 年 8 月）

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、震災直後に「震災廃棄物処理対策検討チーム」を設置するとともに、国に対して、法の弾力的運用や財政措置等を要請した。平成 23 年 3 月 27 日、国より、県が市町に代わって処理することが可能との考えが示されたことから、翌 28 日には「災害廃棄物処理の基本方針」を定め、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託により、市町から災害廃棄物の処理を受託すること及び早期復興のために概ね 3 年以内に処理を完了させること等についての考えを示した。5 月には、「災害廃棄物処理指針」を策定し、災害廃棄物の撤去方法、運搬方法、分別方法、処理方法に関する統一的な見解を市町に示した。

また、8 月には、環境省のマスタープランに基づく「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第 1 次案）」を策定し、沿岸市町の災害廃棄物について、既存の市町や一部事務組合の枠を越えた地域ブロック単位で、県が処理を実施することとした。

平成 24 年 7 月には、被災地に散乱した災害廃棄物の集積がほぼ終了し、県が処理を受託した各ブロック・処理区における処理業務の発注も全て終了したことから、「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第 2 次案）」として改訂した。また、平成 25 年 4 月には、県の処理プラントが全て本格稼働したため、さらに「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」として改訂した。

沿岸の 12 市町から受託した処理を進めるにあたっては、気仙沼市、南三陸町、石巻市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町に二次仮置場を建設し、平成 26 年 1 月に全ての焼却処理を終えると同時に、焼却灰の最終処分など残る全ての処理についても、平成 26 年 3 月までに完了させた。

取組項目Ⅱ-(4)-③ 市町二次仮置場からの災害廃棄物の撤去

取組概要

県は、市町ごとの災害廃棄物処理の進捗状況を的確に把握し、県全体での進捗に遅れを来さないよう、必要に応じて市町や地域間での支援・調整や、国に対する支援要請など、課題への対応を行う。

なお、県が市町からの事務委託等を受けた場合においては、市町に代わ



って災害廃棄物の処理を県が実施する。

(取組項目「被災現場からの災害廃棄物の撤去」の記載と同じ)

実施時期

震災直後～2年

市町に期待する役割

市町は、市町二次仮置場に集められた災害廃棄物を、「柱材・角材」、「可燃性混合物」、「コンクリートがら」等に大まかに分別した上で、市町三次仮置場に収集運搬する。

あわせて、災害廃棄物の種類別の処理状況、処理困難廃棄物の処理状況等について進捗を把握する。

活用する計画・資料等

- ・三重県災害廃棄物処理計画（平成27年3月）
- ・三重県災害等廃棄物処理応援協定（平成16年10月）
- ・災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（平成16年4月、平成16年10月、平成26年3月）
- ・循環型社会の形成の推進に関する協定（平成27年8月）

特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

分別にあたっては、貴金属・有価証券等の貴重品やアルバム・位牌・賞状等の個人的に価値のあるもの、石碑・銅像等の文化的・歴史的価値のあるものなどは、災害廃棄物に該当しないものとして取り扱われ、なかでも写真・アルバムなどは各地でボランティアやNPO等による洗浄が行われ、持ち主に引き渡された。

取組項目Ⅱ-(4)-④ 市町三次仮置場（二次仮置場（県設置））からの災害廃棄物の撤去

取組概要

県は、市町ごとの災害廃棄物処理の進捗状況を的確に把握し、県全体での進捗に遅れを来さないよう、必要に応じて市町や地域間での支援・調整や、国に対する支援要請など、課題への対応を行う。

なお、県が市町からの事務委託等を受けた場合においては、下段の「市町に期待する役割」に記載した事務を県が実施する。県が設置する二次仮置場は、処理処分先の受入基準にあわせた破碎選別及び処理前後の廃棄物

の保管機能を併せ持ち、市町二次仮置場よりも広大な面積が必要となることから、その確保に努める。

実施時期

震災直後～3年

市町に期待する役割

市町は、市町三次仮置場において、「可燃性混合物」や「不燃性混合物」等をさらに細かく破碎選別した上で、再生資材等に利用可能なものはできる限り再生利用し、それ以外は焼却施設や最終処分場で処理・処分する。

これらの災害廃棄物の種類別の処理状況、処理困難廃棄物の処理状況等について進捗を把握する。

活用する計画・資料等

- ・三重県災害廃棄物処理計画（平成27年3月）
- ・三重県災害等廃棄物処理応援協定（平成16年10月）
- ・災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（平成16年4月、平成16年10月、平成26年3月）
- ・循環型社会の形成の推進に関する協定（平成27年8月）

特記事項

[東日本大震災被災地派遣職員（県職員）からの聴取事項]

派遣（岩手県）の前半時期においては、仮置場に災害廃棄物を保管したことに伴う土壌汚染の有無を調査し、土地返還を行うルール作りに主として従事した。被災市町では、大量に生じた災害廃棄物や津波堆積物を居住地域、道路、農地などから除去し、保管するための仮置場を多数設置していた。それらの土地は、公有地を優先的に使用していたが、不足する場合には民有地も賃借したことから、返還時の汚染除去をめぐってトラブルになることもあった。仮置場の使用により土壌汚染が生じた場合には、その対処のため国の財源が措置されたが、確認方法の確立や汚染が自然由来でないことを証明することが必要になった。しかし、発災時の混乱時期にあらかじめ比較対象となる土地の土壌分析を実施していることは少なかったため、周囲の土地と比較する等により対応を行った。

後半時期は、PCBを含んだ電気機器、引火性廃油、肥料、高圧ガスボンベなど処理困難廃棄物の処理に携わった。災害廃棄物の処理にあたっては、腐敗性のある魚や火災発生の可能性のある可燃性廃棄物等を優先的に処理していたことから、処理困難廃棄物は後回しになっていた。また、災



害廃棄物の中から分別に伴って新たな処理困難物が発見されることも頻繁にあった。被災から3年という国の財源措置の期限が迫る中、放射性物質による汚染の懸念に対する住民理解が進まず、いかに最短期間で処理を進めるか、考えられる限りの手段と方法を駆使することにより、平成26年3月中旬までに処理を終了させた。

(5) 雇用の維持・確保

取組項目Ⅱ-(5)-① 雇用状況調査の実施

取組概要

被災者が生活の再建を図るためには安定した雇用が不可欠となる。雇用維持対策及び離職者対策に的確に取り組んでいくため、県内事業所における雇用状況、離職状況等について、労働局や経済団体等を通じて把握する。

また、一旦把握した後についても、必要に応じて経済団体等あるいは事業者に対する調査を実施するなど、定期的に雇用状況等の把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県等と連携して、市町内の事業所における雇用状況、離職状況等について把握する。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、震災直後、雇用情勢が著しく悪化し、多くの被災者が離職を余儀なくされ、ピーク時には65,000人を超える被災者が休職状態となった。

取組項目Ⅱ-(5)-② 雇用維持にかかる支援制度の周知

取組概要

震災直後の雇用状況、離職状況の調査とほぼ同時期に、労働局と連携して経済団体等に対して雇用の維持を要請する。

また、過去の震災復興では、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が事業を一時休止するにあたって、解雇を行わず雇用を維持して経営再建を図るための制度として、雇用調整助成金制度が適用されており、南海トラフ地震が発生した場合においても、こうした制度が適用される場合は、経済団体等を通じて、制度の趣旨と内容について迅速な周知を図る。

実施時期

震災直後～



市町に期待する役割

県等と連携して、経済団体等に対して雇用の維持に向けた要請を行うほか、事業主に対して雇用調整助成金制度を周知する等の取組を進める。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成 23 年 3 月 22 日に、知事・教育長・宮城労働局長の連名で県内主要経済 5 団体に対して採用枠の確保について要請を行った。7 月には、被災者の雇用維持・確保及び新規学卒者の採用枠に関する雇用要請も行った。

また、国の雇用調整助成金にさらに上乗せする県独自の制度として、雇用調整等を行う際の経費の一部について助成する「宮城雇用維持奨励金制度（平成 23 年 8 月 1 日～）」を実施し、平成 23 年度だけで 852 事業所に対し 3,119 件の支援を行い雇用の確保に努めた。

取組項目Ⅱ-(5)-③ 離職者の生活・再就職支援

取組概要

離職者が早期に新たな雇用先を確保することができるよう、国や経済団体等と連携して相談窓口の強化を図るほか、再就労を促進するため、必要に応じて職業訓練等の機会を提供する。

また、東日本大震災からの復興と同様に、緊急雇用創出事業臨時特例交付金等に基づく事業が制度化された場合は、市町等と連携して、その制度の活用を図ることにより雇用創出を支援する。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

国・県・関係団体等と連携して、離職者等を対象とした相談窓口の強化に取り組む。また、被災者等の緊急的・一時的な雇用機会を創出するための制度適用があった場合は、その活用に取り組む。

[釜石市の取組事例]

釜石市では、短中期の雇用創出として、平成 26 年度は 12 月末時点で、緊急雇用創出事業により 9 事業 99 人の新規雇用に取り組んだ。また、域外の人材に水産加工、介護、医療、小売等に従事してもらうことにより、雇



用のミスマッチの解消を図るため、平成 25 年度から雇用促進住宅の確保・提供に取り組んだ。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、一日も早い雇用と生活の安定をめざし、国と連携を図りながら、被災した中小企業等の雇用維持の支援、震災による離職者等を対象とした相談窓口の強化に取り組んだ。また、多くの県民が県外への避難を余儀なくされたことから、県外者向けの相談窓口の設置や各種情報提供により、被災企業の人材確保及びUターン希望者の就職を支援した。

さらに、被災した建設業者の支援及び被災住民の建設業への就労を促進するため、就労に必要となる知識、技能の習得に対する支援を行った。特に、災害廃棄物の処理やインフラの再建においてニーズの高い建設重機の操作資格を取得するための国庫委託訓練を、主に離職者を対象として実施した。



(6) 被災者への経済的支援

取組項目Ⅱ-(6)-① 税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施

取組概要

被災により従前の生活を回復できず、納税等の義務を一時的に果たすことができないなど特別の事情があると認めるときは、条例に基づき、被災納税者に対する県税の減免を行う。また、交通または通信が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者に対して、納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

加えて、県税の減免のほか、被災者から徴収する手数料の減免等、必要な軽減措置を講じる。

実施時期

震災1か月～

市町に期待する役割

被災した市町税納付者の救済措置として、市町税の納期限の延長、徴収猶予及び減免について条例に基づき適切な措置を講じる。また、保育料などさまざまな使用料・手数料等についても全部または一部を減免するなど必要な措置をとる。

活用する計画・資料等

- ・三重県「紀伊半島大水害～平成23年台風第12号による災害の記録～」
(平成24年3月)

特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

東日本大震災では、国税や地方税の納期限の延長、徴収猶予、減免のほか、水道料金や保育料の減免、放送受信料の免除など、さまざまな被災者支援の措置がとられた。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、既存の住宅ローンを軽減し住宅再建を支援する県独自の制度として、復興基金を活用し、二重ローンを抱えた被災者に対して5年間の利子相当額を助成する支援を実施した。

取組項目Ⅱ-(6)-② 義援金、被災者生活再建支援金の配分

取組概要

災害義援金の募集、受入れ、配分にあたって、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置する。受け入れた災害義援金については、県災害対策本部において一括して保管するとともに、災害義援品については、各関係機関において保管する。配分については、被災地の状況、義援金品の内容、数量等を検討・勘案し、速やかに被災者に届くよう関係機関を通じて配分する。

また、被災者生活再建支援法の適用など、県と市町が互いに連携して、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金や、災害により著しい障がいを受けた者に対する災害障害見舞金、被災者の生活再建に資する支援策としての被災者生活再建支援金等の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付など、取り得る手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための対策を実施する。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

義援金品の受付窓口を設置し、県と連携して募集及び受付を実施する。義援品については、時間経過とともに変わる被災者のニーズに応じた物資を把握し、その内容等を県災害対策本部に報告する。義援金の保管、配分については、県に準じて実施する。

被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金等の支給にあたっては、市町に担当窓口を設置し、円滑に支給・貸付等ができるよう県と連携するとともに、被災者に対して支援制度の周知を図る。

[東日本大震災全体としての事例]

被災市町村では、国・県・市町村に寄せられた義援金について、各市町村において災害義援金配分委員会を設置し、配分対象及び配分額について確定させるとともに、申請手続きや振込予定時期など、ホームページ等を通じて情報提供した。例えば、多賀城市では、平成27年8月に第8次配分額を確定させ、同月末から振込を開始するとともに、石巻市では、同年9月に第7次配分額の振込を開始した。

活用する計画・資料等

- ・三重県「紀伊半島大水害～平成 23 年台風第 12 号による災害の記録～」
(平成 24 年 3 月)

特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

東日本大震災では約 3,649 億円の義援金が国内外から寄せられたが、被災が極めて広域に及んでいたため、中央の義援金配分割合決定委員会で被災都道府県への配分が決定されることとなったものの、同委員会の立ち上げに 1 か月を要した。また、窓口となる市町村も被災していたため、被災者の実情把握と罹災証明の発行に時間がかかり配分時期が大きく遅れた。(1 世帯あたりの配分額は、阪神・淡路大震災では約 40 万円、東日本大震災では約 90 万円であった。)

[宮城県の取組事例]

宮城県では、被災者の生活再建に向け、被災者生活再建支援法の適用を平成 23 年 3 月 14 日に公告するとともに報道機関や県ホームページを通じて県民への周知を図ったほか、低所得者世帯等に対する生活福祉資金貸付事業や災害援護資金貸付事業による生活再建資金の貸付、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給などに取り組んだ。さらに、県外避難者の帰郷ニーズに応えるため、避難元や避難先の自治体等と連携し、県内で暮らす被災者との格差が生じないように、生活再建や帰郷等に関するきめ細かな情報提供にも努めた。

取組項目Ⅱ-(6)-③ 被災者生活再建の手引きの作成

取組概要

被災者が自宅の再建や自発的な各種支援の申請手続きなどを自力で行うためには、被災者自身において、当面の生活資金の確保、応急的な住宅の確保、雇用の確保など生活再建のためのステップやプロセスを理解していることが重要となる。

平成 23 年の紀伊半島大水害の際に、県が作成した「被災者生活再建の手引き」、また、東日本大震災の際に、岩手県や宮城県等の被災自治体が作成した手引き等を参考として、被災者の復興プロセスを明らかにした「被災者生活再建の手引き」など、被災者向け情報冊子等を発行する。また、被災者の生活の安定を図るため、市町と連携して、住まいや生活全般に関するさまざまな相談に対応するための体制を整備する。

実施時期

震災6か月～

市町に期待する役割

生活再建に向けて、被災者が的確な支援を早期に受けることができるよう、関係機関と連携しながら、さまざまな相談・問合せに一元的かつ柔軟に対応するため被災者相談窓口を設置する。

[宮古市の取組事例]

宮古市では、住宅を再建する際の支援情報を掲載した「住まいの再建サポートブック」を作成し、新築購入、補修改修、防災集団移転、土地区画整理など再建方法別に支援制度を確認できるようにした。また、同サポートブックのほか、被災者支援に関する情報を集めた「宮古市被災者支援ガイドブック」も作成した。

活用する計画・資料等

- ・三重県「紀伊半島大水害～平成23年台風第12号による災害の記録～」
(平成24年3月)

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、平成23年11月から、被災者の生活再建にかかる支援事業や相談窓口等を掲載した「暮らしの安心ガイドブック」を作成・配布し、被災者の不安や課題が解消されるよう情報提供した。このガイドブックは、県内外の被災世帯全てに行き届くようにするとともに、平成26年7月に発行した改訂版からは全ページに音声コードを配置するなど、視覚障がい者も活用できるよう配慮を重ねた。また、被災者相談支援センターを、久慈、宮古、釜石、大船渡の沿岸4地区に設置し、生活再建にかかる各種支援制度や今後の生活への不安、相続、不動産、債務などさまざまな相談に対応できる体制を整えた。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、被災者の生活支援に関する内容と問合せ先をまとめた「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を平成23年12月に発行（以降、改訂版も発行）し、応急仮設住宅や県外避難の被災者に対して送付した。また、被災者の生活再建に向け、消費生活センターや県民サービスセンターにおいて消費生活に関する情報を提供した。



(7) 保健・医療・福祉対策

取組項目Ⅱ-(7)-① 要配慮者の被災状況の把握

取組概要

高齢者、障がい者、外国人住民、入院・在宅患者など、災害時に配慮を要する者の被災状況について、市町や関係団体等を通じて把握する。また、高齢者関連施設、障がい者関連施設など災害時要援護者関連施設の入所者の被災状況についても把握する。

さらに、一旦把握した後においても、必要に応じて被災からの回復状況についての把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

避難行動要支援者名簿を活用するなどして、災害時に配慮を要する者の被災状況について把握し、被災者台帳を整理する。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、要介護者の安否及び避難先確認を平成 23 年 3 月 30 日から 4 月 10 日にかけて実施した。また、施設利用者の調査・相談については 4 月 7 日から 8 月 1 日まで行うとともに、生活保護世帯調査についても 3 月 28 日から 8 月 15 日までの間、実施した。

[塩竈市の取組事例]

塩竈市では、市社会福祉協議会が震災発生以前に「災害時要援護者登録台帳」と「要援護者マップ」を作成しており、発災直後は民生委員が担当地域の要援護者の安否確認を実施し、その後、自宅避難者に対して見守り訪問や生活支援物資の配布が行われた。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、震災直後に想定していた一時的な対応の域を超え、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入所施設において定員を超過しての受入れが長期化したため、これらの実態を把握するための訪問調査を実施した。

取組項目Ⅱ-(7)-② 医療施設の復旧

取組概要

病院や診療所など医療施設の被災状況や再開状況、患者の受入可能性等について、市町や関係団体等と連携して把握する。

被災地において失われた医療機能を早期に回復させるため、仮設施設を活用しての診療機能や入院病棟の確保など、被災した医療施設について早期復旧に取り組む。

また、本格復旧に向けては、質の高い保健・医療サービスを継続的に提供できるよう、新たな復興まちづくりと歩調をあわせながら、施設・設備の整備など必要な支援を実施する。

実施時期

震災1か月～

市町に期待する役割

市町が設置する仮設診療所の開設を含め、県や関係団体と連携して、被災地における医療の機能回復に努めるとともに、市町の復興まちづくりと歩調をあわせた地域医療体制の再整備に取り組む。

[釜石市の取組事例]

釜石市では、被災した市保健福祉センターを平成23年6月30日に復旧させ、保健・医療・福祉の拠点を確保した。また、震災前から医療機関が無かった平田地区及び唐丹地区の医療を担う民間仮設診療所について、その設置を支援し、10月5日に開業するとともに、震災により医療機能を失っていた鵜住居地区及び栗橋地区の地域医療を担う医療センターの整備については、10月17日にその機能を回復させた。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、沿岸被災地の中でも特に被害の大きかった陸前高田市の医療提供体制を確保するため、平成23年8月に岩手県医師会が仮設診療所を開設し、内陸部等の医師が交代で診療にあたった。

その後は、同診療所を含め、大船渡市（2施設）、釜石市（1施設）、陸前高田市（2施設）、大槌町（1施設）及び山田町（1施設）の仮設診療所が、平成27年3月までに恒久的医療施設に移行した。



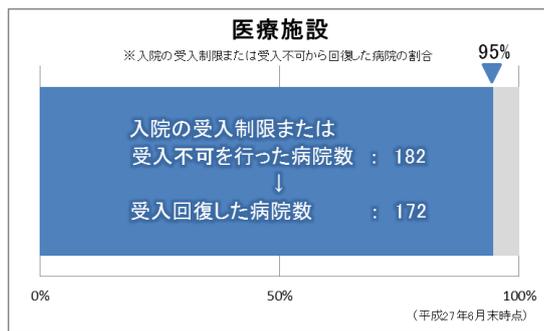
[宮城県の実施事例]

宮城県では、平成24年3月までに、震災により被災した各地域の医療機関等130件の復旧にかかる補助を行ったほか、国の医療施設災害復旧事業の対象外となっている民間医療機関・薬局249件に対しても補助を実施した。

このほか、地域の具体的な動きとして気仙沼地域では、気仙沼市立本吉病院や公立志津川病院が津波により全壊となったほか、気仙沼保健所管内の82の医療機関のうち、28.0%にあたる23の医療機関が休廃止となった。本吉病院は一時医師が不在となり存続が難しい状況となったが、全国からの支援により再開、志津川病院は平成23年4月に完成した公立南三陸診療所において外来診療を行うとともに、入院機能は隣接する登米市の旧よねやま病院の病床を借りて運営された。

今後、この地域では、壁に亀裂が入るなどの被害を受けた気仙沼市立病院の移転整備が計画されているほか、南三陸町では公立志津川病院と保健センターを併設した総合ケアセンターの整備が計画されている。

(図表 被災3県における医療施設の復旧状況)



(復興庁「復興の現状(平成27年11月11日)」を基に作成)

取組項目Ⅱ-(7)-③ 社会福祉施設の復旧

取組概要

高齢者、障がい者、児童福祉施設など社会福祉施設の被災状況や福祉サービスの提供状況等について、市町や関係団体等と連携して把握する。

中断した在宅福祉サービスの提供を早期に再開させるとともに、震災に起因して新たに施設福祉サービスが必要となる要援護者が発生することもふまえて、被災した社会福祉施設の早急復旧に取り組む。

また、本格復旧に向けては、質の高い福祉サービスを継続的に提供できるよう、新たな復興まちづくりと歩調をあわせながら、施設・設備の整備など必要な支援を実施する。

実施時期

震災1か月～

市町に期待する役割

県や関係団体と連携して、福祉サービスについて早期の回復に努めるとともに、市町の復興まちづくりと歩調をあわせた福祉の提供体制の再整備に取り組む。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、震災に伴い一時的に保育を休止した。平成23年3月21日に、市内の米崎保育園にて施設長会議を行い、各施設の被害状況や今後について協議した。また、3月25日の施設長会議において修了式、保育開始についての協議を行い、4月15日から保育を再開することとした。津波により被災した今泉保育所は長部保育所と統合して再開、高田保育所は旧米崎保育園を使用して高田保育所として再開、広田保育園は施設を復旧しての再開となった。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスを提供する施設が多く被災した。なかでも、山田町の障害者支援施設は津波で施設が流出し、幸い利用者及び職員は無事に避難できたものの、仮設の入所施設ができるまでの間、避難所で生活しなければならなかった。県は、県内施設等の被災状況を確認するとともに、内陸部の入所施設への移送を要する障がい者の移送調整を行った。被災した施設については、設置者の意向を聴取しながら仮設施設の建設を行うとともに、国補助金を活用して復旧を支援した。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成24年3月までに、被災した特別養護老人ホームや障がい者福祉サービス事業所等の施設の復旧費を補助するとともに、介護サービス事業者等の事業再開に要する費用を助成した。また、震災により入居希望者の増加が見込まれた特別養護老人ホームについて、入所待機者の解消を図るために広域型（定員30人以上）の新築等にかかる経費を補助したほか、介護施設等において、人工呼吸器等のための自家発電装置にかかる整備費用についても補助を実施した。

また、被災した保育施設46か所の復旧を支援したほか、本格復旧までの間、応急措置的な仮設保育所2か所の整備を支援した。また、津波で流出、

破損した設備や備品の購入費用の補助のほか、保育環境の早期整備のため、国庫補助対象外の修繕等の費用に対する補助も実施した。さらに、被災した児童館や子育て支援センターなど子育て支援施設 15 か所の復旧を支援するとともに、私立保育所 46 か所及び認可外保育施設 4 か所の復旧を支援した。

取組項目Ⅱ-(7)-④ 被災者の心と身体への健康支援

取組概要

応急仮設住宅等での生活の長期化に対応し、被災者の心と身体への健康を守るため、市町と連携して、被災者の状況に応じた細やかな保健指導や栄養指導、口腔ケア活動等を支援するとともに、精神医療保健福祉体制の充実を図るなど、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを実施する。

実施時期

震災 3 か月～

市町に期待する役割

県と連携して、避難生活の長期化に伴う被災者の心と身体への健康支援に取り組む。

[名取市の取組事例]

名取市では、震災直後から、避難所において、保健師、歯科衛生士、こころのケアチームによる巡回が行われ、さらに、平成 23 年 5 月 30 日から仮設住宅における日本訪問看護財団による健康相談、6 月 29 日から東北福祉大学による健康相談・家庭訪問、7 月 13 日から食生活改善推進員による食事支援など、定期的な健康支援活動が行われた。また、10 月からは、精神保健専門職のボランティアの協力を得て、市内の民間借上住宅における健康調査も実施した。

[多賀城市の取組事例]

多賀城市では、仮設住宅入居者に対して、平成 23 年 5 月 17 日から 8 月 28 日にかけて健康調査を実施した。仮設住宅の入所基準が高齢者世帯や障がい者世帯を優先したため、高齢化率が 63.6%の仮設住宅もあり、夏の暑さに向かう中での熱中症予防への対応、孤独や閉じこもり等の新たな課題への対応を図るため、調査を通じて入居者の健康管理に努めるとともに、継続したフォローが必要となる入居者については、仮設住宅担当保健師に支援を引き継いだ。

[南三陸町の取組事例]

南三陸町では、応急仮設住宅に住む40歳以上の住民を対象として、生活不活発による生活機能低下の状況を把握するため、「南三陸町生活機能調査」を実施した。

震災発生から2年7か月経過した時点において実施した調査では、生活機能の低下が見られた人の割合は増加傾向にあり、要介護認定者では約74%の人が、震災前に要介護認定を受けていなかった高齢者においても約38%の人が、震災後に歩行困難となるなど、生活不活発の予防・改善対策の強化が必要であることが明らかになった。

活用する計画・資料等

- ・三重県災害時保健師活動マニュアル（平成25年3月）
- ・三重県災害時栄養・食生活支援活動マニュアル（平成24年10月）
- ・災害時こころのケア活動マニュアル（平成25年8月）

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、心のケアに中長期的に取り組むため、平成24年2月に盛岡市に「岩手県こころのケアセンター」を設置するとともに、同年3月に沿岸4か所（久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市）に、地域こころのケアセンターを設置し、ケア対策に取り組んだ。地域こころのケアセンターでは、「震災こころの相談室」（沿岸7市町）の運営や、市町村と連携した訪問活動のほか、全戸訪問や検診事業、健康教育など地域の保健活動への支援、地域の人材養成等の取組を展開した。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、避難所の閉鎖に伴い、平成23年8月から、震災により精神症状を呈した被災者や以前から治療を受けていたものの医療中断等により日常生活に支障を来している被災者に対して専門家チームを派遣し、精神障がい者アウトリーチ推進事業を実施し、心のケアに取り組んだ。

被災者の健康支援としては、市町と共同により応急仮設住宅（プレハブ住宅及び民間借上住宅）入居者の健康調査を実施した。被災市町の保健師等による健康相談や家庭訪問などの被災者支援活動を支援するとともに、石巻市が実施する「まちの保健室」での被災者健康相談を支援した。また、食生活の悪化を予防し栄養改善を図るため、応急仮設住宅の入居者等に対する栄養相談会の開催や戸別訪問による栄養指導を行った。このほか、口腔の健康状態を改善し誤嚥性肺炎等を予防するため、歯科医師による歯科口腔保健指導を行うとともに、生活不活発や障がいの予防、住環境の改



善、福祉用具の調整等を行うため、リハビリテーション専門職等による相談・指導も実施した。

(8) 学校の再開

取組項目Ⅱ-(8)-① 児童生徒等の被災状況の把握

取組概要

各学校は、児童生徒等及び教職員の安否確認を行うとともに、被災状況について把握する。また、二次被害防止、(市町による避難所指定を受けている場合は)避難所開設、教育活動再開のため、学校施設・設備の被災状況を確認するとともに、応急危険度判定を早急に受け、必要に応じて危険箇所の立入禁止など応急措置を講じる。

県は、これらの被災状況について、県立学校、市町教育委員会、学校法人からの報告を受けるなど情報収集し、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

公立小中学校の被災状況について、各学校から情報収集し把握するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、学校を再開するにあたり、全ての児童生徒について、入学式、始業式までに通学する学校を決める必要があったため、全小中学校において教職員が家庭訪問を行い、児童生徒一人ひとりの居住場所の把握に努めた。その結果、学校再開の目標日であった平成23年4月20日の2日前に全員が通学する学校を確定することができた。

活用する計画・資料等

- ・学校における防災の手引き(平成28年1月)

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、震災当日、学校の被害状況の情報収集及び教職員の安否確認を行うとともに、県立高校の避難所使用状況及び避難者調査、遺体安置所の確保調整を実施した。一方で、震災孤児など子どもにかかる被災状況の把握は、震災直後は困難を極めた。

学校の応急危険度判定については、平成23年3月15日から開始し、4

月 21 日までに全ての対象校で終えた。

取組項目Ⅱ-(8)-② 学校施設の復旧・再建（教室の確保）

取組概要

学校の再開は、日常生活に戻るといふ面で復興に立ち向かう人々の活力の源となるものであり、安全・安心な学校教育を確保するため、震災により被害を受けた学校施設について、応急復旧工事により早急に教育環境の確保を図る。

また、特に甚大な被害を受け、校舎が全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合は、使用可能な他の学校施設、公民館及び民有施設の借り上げ等により、仮校舎や教室の確保に努める。

なお、東日本大震災では、発災直後に、学校の体育館や教室等の学校施設が避難所として使用されたほか、一部の学校の体育館は遺体安置所として使用されるなど、さまざまな形で利用されており、学校の早期再開に向けての検討も早期に実施する。

実施時期

震災 1 週間～

市町に期待する役割

上段の「取組概要」に記載した事項に準じて、学校施設の復旧・再建に取り組む。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、全壊した気仙小学校、気仙中学校、小友中学校、広田中学校、さらに地震により使用できなくなった米崎中学校に代わる施設について、近隣学校との合同学習や空き教室の利用のほか、廃校となった校舎を利用することにより、仮設校舎を建設することなく対処した。

また、半壊、一部損壊した学校の応急復旧について、津波が押し寄せた高田小学校と小友小学校では、学校の教職員が中心となり、多くのボランティアの協力を得ながら、汚泥や災害廃棄物の撤去、清掃、消毒を行い、その後応急的に工事を施し自校で学校再開した。

[大槌町の取組事例]

大槌町では、避難所として使用された学校において、教職員が避難所運営からなかなか抜けることができず、そのことが学校再開が遅れる要因の一つとなった。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、被害が大きかった学校では他校の校舎を間借りして対応することとしたものの、施設によっては、給食を食することや配送・配膳を想定していない上に、上層階へ食器や食缶を荷揚げする昇降機がないなど、給食の提供に困難を来すケースがみられた。こうしたケースに対しては、健康教育課や各学校給食センター、各学校の職員が現地確認を行いながら、応急的な施設改修や必要物品の調達、リフト付配送車や補助員の手配、パート職員の補充について協議を重ね、課題解決を図った。

[気仙沼市の取組事例]

白山小学校では、平成23年3月13日から4月7日までの26日間、体育館が遺体安置所として使用された。遺体安置所の解錠・施錠や遺体搬送等の補助業務は校長と教頭のみが従事することとし、他の教職員には本来の業務である学校再開に向けた準備のほか、駐車場整理、遺族受付・待合室等の清掃について協力を要請した。

また、鹿折中学校では、平成23年4月、校庭に仮設住宅を建設したいと市から要請があった。地域や家庭あつての学校であるため、生徒には何年にもわたって不自由をかけることになるがやむを得ないと判断し、5月に、120世帯が入る仮設住宅が完成した。校長からは、交通事故、あいさつ、学校との連携についてお願いをした。その後、仮設住宅団地の代表者が選出され、学校との連携が始まった。運動会の際には、仮設住宅の入居者が横断幕を作ったり種目に参加するなど、さまざまな協力があった。

活用する計画・資料等

- ・学校における防災の手引き（平成28年1月）

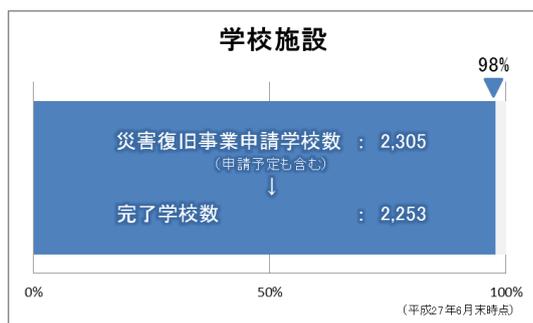
特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成24年3月までに、震災により被害を受けた県立学校施設について、応急復旧工事等により教育環境を確保しながら91校のうち39校の工事を完了させた。また、津波により被災した気仙沼向洋高校、水産高校等については、仮設校舎を整備した。市町立学校については、671校のうち530校が国庫補助事業により復旧事業を実施することとし、そのうち146校において復旧事業を完了した。私立学校についても、施設設備災害復旧事業に要する経費の一部を101校に対して助成した。



(図表 被災3県における学校施設の復旧状況)



(復興庁「復興の現状 (平成 27 年 11 月 11 日)」を基に作成)

取組項目Ⅱ-(8)-③ 応急教育計画の策定

取組概要

各学校は、平常の状態に復旧されるまでの間、教育委員会の方針等に基づき、早期に学校を再開し短縮授業等による応急教育を実施するための計画を作成する。

校長は、児童生徒等の被災状況、学校施設・設備の被災状況、通学路の確保の状況などを総合的に判断し、教育委員会と協議の上、教育再開の時期を決定するとともに、児童生徒及び保護者に対して、掲示、家庭訪問、メール、ホームページ、電話、自治会等の放送など利用可能な方法で周知を図る。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

上段の「取組概要」に記載した事項に準じて、応急教育計画の策定に取り組む。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、平成 23 年 3 月 13 日に、米崎小学校校長室において、1 回目の校長会議を行い、以降、4 月 20 日から 22 日にかけて予定していた学校再開までの間、計 6 回の校長会議を開催した。学校再開に向けた取組として、話し合われた主な内容は以下のとおりであった。

- ・全壊した学校の代替施設の確保及び半壊、一部損壊した学校の応急復旧
- ・児童生徒の在籍校、通学校の決定

-
- ・通学の支援
 - ・教職員の支援
 - ・ライフラインの確保
 - ・屋外運動場の確保
 - ・学校給食の確保

[大槌町の取組事例]

大槌町教育委員会では、一日も早く学校を再開させるため、平成23年3月後半に教育長と指導主事が協議し、4月20日始業式、4月25日入学式と決定した。その後、指導主事と教務主任とで授業日数と教科時数について検討した。また、学校が避難所となっていたことから、学校再開に向け、避難していた被災者に、教育の大切さを訴え、退所していただいた。

新たに新生30人を迎えた吉里吉里中学校では、1学期及び2学期は、体育祭を除いて、学校行事を実施しないことにより授業時数を確保した。

[塩竈市の取組事例]

塩竈市では、震災後第1回の臨時校長会を平成23年3月13日に開催し、各校長が徒歩で出席した。協議内容は、市災害対策本部からの情報と指示、児童生徒・教職員に関する安否確認と健康状況、各学校の被害状況、今後の学校再開に向けての準備、避難所支援に関すること等であった。指示や報告は、コピー機が使用できないため、全て口頭で行われた。また、翌日からは、正確な情報共有を行うため、毎日午前9時30分から校長会と午後4時から連絡会が開催された。

活用する計画・資料等

- ・学校における防災の手引き（平成28年1月）

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県の沿岸地域の小中学校では、182校のうち24校が他校または他施設（県立陸中海岸青少年の家）等で授業を再開した。始業式は、平成23年4月5日から4月25日までの間に行われ、入学式についても、4月6日から4月27日にかけて実施するなど、被災状況に応じ時期を遅らせた。

県立高校についても、始業式を平成23年4月6日から5月2日までの間、入学式を4月6日から5月10日にかけて実施するなど、平時と異なる対応がとられた。また、学校再開については、他の県立学校を仮校舎として使用もしくは学年を分散させて他校において教室を確保した。県立高田高校（陸前高田市）では、生徒が大船渡市の仮校舎まで通学するため、通学バスを運行した。

取組項目Ⅱ-(8)-④ 被災児童生徒への経済的支援

取組概要

震災により経済的な問題を抱えることとなった児童生徒を支援するため、各学校及び市町教育委員会と連携を図りながら、①被災により生活基盤を喪失した児童生徒に対して、授業料等の減免や奨学資金の貸付等の対策をとる、②災害救助法が適用となる場合は、児童生徒に対して無償で教科書等の学用品を支給する、③近隣自治体も含め、各学校長に対して被災による転入学児童生徒についての弾力的な取り扱いを依頼するなど、被災した児童生徒の就学を支援するための対応をとる。

実施時期

震災 1 週間～

市町に期待する役割

各学校や県と連携を図りながら、児童生徒に対する学用品の支給や給食費の援助等の就学支援を行うなど、被災した児童生徒が安心して就学できる環境整備を図る。

活用する計画・資料等

- ・学校における防災の手引き（平成 28 年 1 月）

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、幼児、児童、生徒、学生等の就学支援事業に要する経費の財源に充てるため、平成 23 年 6 月にいわての学び希望基金を設置し、国内外から寄付を募集した。被災により親権者を失った児童生徒及び学生に対し、返還不要の奨学金を給付し就学援助を行うため、同基金を財源とした奨学金制度を創設した。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、震災による経済的理由から就学が困難となった世帯の児童生徒を対象に、学用品費、通学費、修学旅行費、給食費などを援助した全市町に対して支援を行った。また、平成 23 年 6 月に、被災した高校生を対象とした奨学資金貸付を新設し、6,160 人に対して貸付を行うとともに、従来型の奨学金については、償還金猶予などの対応をとった。さらに、入学金や授業料の免除を行った私立学校・公立専修学校の設置者等に対する補助を行い、約 10,000 人が入学金あるいは授業料の免除を受けた。

取組項目Ⅱ-(8)-⑥ 児童生徒に対する心のケアの実施

取組概要

震災後は、被災によりさまざまな精神的苦痛を受けるなど、心に問題を抱えてしまった児童生徒に対するケアに継続的かつ細やかに対応していく必要がある。

各学校や市町と連携して、スクールカウンセラーなどの専門職員の派遣を行うほか、被災地域の学校を中心として、人的体制の強化、相談体制の充実を図るなど、中長期にわたり、子どもの心のケアに取り組んでいくための支援体制を整備する。

実施時期

震災 2 週間～

市町に期待する役割

各学校や県と連携を図りながら、震災により心の問題を抱えた児童生徒のケアに継続的に取り組む。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、児童生徒の心のケアに取り組むため、平成 23 年 7 月に、精神科医、大学教授、臨床心理士、児童相談所所長、精神保健福祉総合センター所長等で構成する「仙台市児童生徒の心のケア推進委員会」を発足させ、児童生徒のこころのケア推進計画の策定や具体的な心のケアの取組、心と身体健康調査に取り組んだ。推進委員会での議論を通じて、個人記録票の作成や全ての児童生徒が 9 年間継続して行う健康調査の実施など、中長期的な支援を行うための仕組みを整備した。

活用する計画・資料等

- ・学校における防災の手引き（平成 22 年 3 月）

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、震災により大きなストレスを抱えながら生活する子どもたちの心のケアに対応するため、臨床心理士等で構成する「いわて子どものこころのサポートチーム」を結成し、組織的・継続的な支援を行う体制を整えたほか、平成 23 年 6 月に、子どものこころのケアセンターを宮古市に開設、気仙沼・釜石地区にも同センターを順次開設し、被災児童生徒や家族に対する心のケアの実施や、保育士や教員からの相談に対応した。



[宮城県の取組事例]

宮城県では、児童生徒が早期に正常な学習活動に戻れるよう、スクールカウンセラーを全公立中学校 150 校に配置、また広域カウンセラーを全市町に配置し域内の小学校の対応を行うなど、学校生活の中で心の安定が図れるよう、相談・支援体制を整備した。

また、震災発生から半年間の主な取組は以下のとおりである。

(平成 23 年 3 月 16 日)

沿岸部の小中学校に対する養護教諭等の派遣調整

(3 月 17 日)

要請のあった小中学校、避難所に対する県内スクールカウンセラーの緊急派遣

(3 月 24 日)

国に対して児童福祉司及び児童心理司の派遣要請

(4 月 3 日)

臨床心理士による教職員への面談を実施

(4 月 15 日)

管理職や学校保健担当職員を対象とした心のケア研修会を開催

(5 月 10 日)

沿岸部小中学校に対する県外スクールカウンセラーの緊急派遣調整

(5 月中旬)

他自治体からの派遣教員の受入調整

(6 月)

市町にスクールソーシャルワーカーを配置

(8 月中旬)

教職員のメンタルヘルスセミナーを開催

(9) ボランティアの受入体制の整備

取組項目Ⅱ-(9)-① みえ災害ボランティア支援センターの設置

取組概要

ボランティアによる支援は、東日本大震災においても被災地の復旧・復興を進める多くの場面において、大きな支えとなった。

三重県が被災した際、県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、設置マニュアル等に基づき、「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）を、みえ県民交流センター（アスト津3F）に設置し、各幹事団体は同センターに職員を派遣する。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

市町は、関係機関と協働し、現地災害ボランティアセンター（以下「現地センター」という。）やサテライト（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携や情報共有を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

〔陸前高田市の取組事例〕

陸前高田市では、平成23年3月12日より学校給食センター2階において、市職員によりボランティアの受付が開始された。その後、15日に今後のボランティアの対応について協議を行い、市社会福祉協議会が受付業務を引き継ぐことを確認し、これを受け、17日に陸前高田市災害ボランティアセンターが正式に設置された。開設から閉所までのボランティアの受入総数は129,469人となった。

〔南三陸町の取組事例〕

南三陸町では、平成23年3月26日に、町社会福祉協議会が中心となり、南三陸町災害ボランティアセンターを設置し、個人・団体のボランティア受付、当日の作業のマッチングと作業説明等の業務を実施した。ボランティアによる活動内容は、震災直後の避難所ケアや炊き出し、物資の仕分けに始まり、泥かき、災害廃棄物の撤去、さらには農業や漁業の復旧・復興支援など、被災者ニーズの変化にあわせて、支援の内容も変わっていった。

活用する計画・資料等

- ・みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル（平成 24 年 5 月）
- ・みえ災害ボランティア支援センター東日本大震災活動報告書（平成 24 年 3 月、平成 25 年 3 月、平成 25 年 12 月）
- ・災害ボランティア活動の支援に関する協定書（平成 24 年 5 月）

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、県社会福祉協議会が県災害ボランティアセンターを設置したほか、県内 25 の市町村に 26 の市町村災害ボランティアセンターが設置された。

しかしながら、津波被害にあった沿岸地域では、市町村の社会福祉協議会自体が被災しており、その状況把握と安否確認を優先せざるを得ず、センターの立ち上げに時間を要したところもあった。例えば、陸前高田市と大槌町では、社協の会長をはじめとする幹部職員が津波により死亡または行方不明となったほか、事務所が流失し書類や機材を失うなど甚大な被害があった。さらに、交通網の遮断やガソリン不足などもあり、震災直後は、県内からのボランティアのみの対応に限定せざるを得ないケースが多く発生し、4月になってから県外からの個人ボランティアの受入れが本格的に可能となった市町村もあった。

[宮城県の取組事例]

宮城県においても、県社会福祉協議会が県災害ボランティアセンターを設置したほか、25市町で災害ボランティアセンターが立ち上がった。

一方、NPOの活動拠点である宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）は、多数の窓ガラスの破損、壁・床の亀裂・剥離が生じ、さらに停電もあって、震災翌日から休館となった。また、みやぎNPOプラザと並ぶ拠点施設である仙台市市民活動サポートセンターも大きな被害を受け、約半年の休館を余儀なくされたこともあり、一時的に、全国のNPO等からの問合せに対応できるNPO支援施設が存在しない状態となった。こうした状況の中、震災から4日後の3月15日に、みやぎNPOプラザの電気が復旧し、また断水も生じていなかったため、県のNPO担当課とプラザの指定管理者が施設内を確認し協議した結果、破損したガラス窓をビニールで覆い、館内の危険箇所への立入禁止の貼紙をすることにより、翌16日から日中のみ開館することとなった。

通常業務に戻るまでの1～2か月の間、最初はインターネットによる情報発信や電話対応から再開し、会議室の仮復旧後は、首都圏等のNPOや民間企業との打合せも増え、また、被災したNPOの専門相談事業なども

行えるようになった。

取組項目Ⅱ-(9)-② 復興に向けたボランティア活動への支援

取組概要

みえ災害ボランティア支援センターは、現地センターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、現地センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行を行うなど、各地の現地センターを県域で後方支援する。

東日本大震災では、NPO等の人材育成や活動基盤を強化するための取組など、復興支援の担い手の活動を促進するための支援が行われている。三重県においては、平成24年度から「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を設置しているところであり、大規模災害時に県内でNPO等が行う復旧・復興のための活動を支援する。

実施時期

震災3日後～

市町に期待する役割

現地センターを通じて、被災地ニーズを把握するとともに、ボランティアの受入れと活動先の調整を行うなど必要な支援を行う。

また、専門性を持つさまざまなNPO・ボランティア団体・企業等が効果的に活動を行うことができるよう、被災地からの情報発信についても取り組む。

[釜石市の取組事例]

釜石市では、平成26年12月末時点における災害ボランティアの活動状況について、年度別に以下のとおりまとめた。震災からの年月の経過とともに、市内及び県内のボランティアの比率が高まるとともに、活動内容としては、震災直後の泥かきや災害廃棄物の撤去等から、お茶っこサロン、仮設住宅清掃等に移行した。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (12月末時点)
市内	16.4% (6,554人)	12.9% (1,924人)	18.0% (1,987人)	23.5% (1,657人)
県内	12.7% (5,039人)	17.9% (2,665人)	22.6% (2,498人)	30.7% (2,161人)



県外	70.9% (28,286人)	69.2% (10,311人)	59.4% (6,565人)	45.8% (3,222人)
計	100% (39,879人)	100% (14,900人)	100% (11,050人)	100% (7,040人)

(釜石市「撓まず屈せず復旧・復興の歩み(平成27年3月)」を基に作成)

活用する計画・資料等

- ・みえ災害ボランティア支援センター東日本大震災活動報告書(平成24年3月、平成25年3月、平成25年12月)
- ・災害ボランティア活動の支援に関する協定書(平成24年5月)
- ・「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定(平成25年5月)
- ・災害時の外国人住民支援にかかる協定(平成27年4月)
- ・テクニカルボランティアによる災害時の総合支援にかかる協定(平成27年3月)

特記事項

[東日本大震災全体としての取組]

東日本大震災では、被災者支援等の復興支援活動を後押しするため、地域課題の解決に向けた取組の担い手となるNPO等に対して、その活動費用を補助し、自立的な活動を推進するための取組が進められた。

岩手県では、平成25年度から国の交付金を活用した「NPO等による復興支援事業」に取り組み、NPO等が行う復興活動への助成や団体の運営基盤を強化するための支援が行われた。

また、宮城県においても、岩手県と同じスキームにより、同年度から「震災復興担い手NPO等支援事業」を実施し、人材育成やネットワークの形成などNPO等の運営力強化、専門家を派遣しての各種相談・研修など活動基盤の整備に取り組んだ。

<まちの復興>

公共土木施設は、被災地の生活や経済活動を支えるために不可欠な社会基盤であることから、早期の機能回復に取り組まなければなりません。

三重県が実際に復旧・復興に取り組んだ紀伊半島大水害では、平成23年12月に、被災地域の早期の復旧・復興及び地域の特色を活かした災害に強い地域づくりを推進するため、知事を本部長とする「三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議」が設置され、全庁的な取組が進められました。

これらの取組の中で、公共土木施設の復旧については、被災した道路・河川・砂防施設等の復旧及び道路啓開・土砂撤去など、再度の災害を防止するための施設の新設や改良復旧が行われたほか、被災した農道や林道、漁港等の復旧工事、山地の緊急復旧整備、被災した市町の水道施設の復旧工事など、社会基盤の機能回復に向けた取組の強化を図り、平成26年度までに復旧工事がほぼ完了しました。

南海トラフ地震を想定し、震災後のまちづくりを迅速かつ着実に進めていくにあたっては、こうした実績や経験を活かしていくことはもちろんのこと、甚大な津波被害が伴った場合は、土地利用のあり方の検討も含めた面的な整備が必要となることから、本格復旧に向けて、高台移転、職住分離、多重防御など市町の新たな復興まちづくりと歩調をあわせながら、取組を進めていくことが重要となります。

また、復興まちづくりにおいては、市町が主体となって取り組む、住民の合意形成や地域コミュニティの構築はもとより、修景の整備、文化の再生など、まちなみを形成するさまざまな要素や機能の確保についても留意していくことが大事であり、被災者の地域への思いをふまえた、まちづくりの取組を支援していきます。

(10) 公共土木施設の復旧・復興

取組項目Ⅱ-(10)-① 被災状況の把握と応急工事の実施

取組概要

発災後、県が管理する施設について、施設の損傷及び機能の確認を行い、被害状況を把握する。

施設の被害状況をふまえ、関係団体との応援協定等を活用しつつ、応急復旧活動に必要な人員や資機材を確保し被災箇所での応急復旧を行うことにより、施設機能の迅速な回復に努める。

なお、被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止めや立入禁



止など応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

発災後、市町が管理する施設について、施設の損傷及び機能の確認を行い被害状況を把握するとともに、県の取組に準じて応急復旧活動に取り組む。

活用する計画・資料等

- ・地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定（平成 25 年 3 月）
- ・漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定（平成 27 年 1 月） 等

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成 24 年 3 月までに、道路の流失や落橋など大規模な被害があった箇所で、仮設道路や仮橋などの応急工事により通行を確保した。県管理道路の通行規制箇所は 110 路線 274 箇所に達したが、平成 23 年度末で全面通行規制が 6 箇所、片側交互通行規制が 26 箇所まで減少した。

被災した海岸保全施設等について、公共土木施設災害復旧事業により施設の復旧を進め、61 の海岸で被災箇所の災害査定が完了したほか、26 箇所で応急復旧を実施した。

土砂災害対策については、応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防ぐとともに、避難勧告警戒体制を整備した。

広域水道及び工業用水道については、送水に直接的に影響のある被災箇所の応急復旧工事を 5 月までに全て完了した。

取組項目Ⅱ-(10)-② 道路、港湾等の交通基盤の確保・整備

取組概要

被災後の応急復旧活動に引き続き、道路や港湾などの交通基盤の確保・整備に向けた取組を進める。

道路については、県内各地の復旧・復興事業を加速するため、高規格幹線道路、直轄国道及び県管理道路と一体となった道路網の整備を推進する

とともに、市町道・農道の復旧支援等に取り組む。

港湾については、物流や生産などの港湾機能の確保を図るため、被災した岸壁や荷さばき地など港湾施設の本格復旧に向けた取組を進める。

漁港については、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への海上輸送路を確保するため、航路の啓開や岸壁の復旧に向けた取組を進める。

実施時期

震災3か月～

市町に期待する役割

国・県等と連携して、地域の生活再建や経済活動を支える道路、港湾等の交通基盤の確保・整備に取り組む。

[釜石市の取組事例]

三陸沿岸道路などの復興道路から発生する土砂については、復興まちづくりや農地復旧等のかさ上げ事業に無償提供が行われており、平成26年12月末時点で、南三陸国道事務所担当区間で発生した約300万立方メートルのうち、釜石市では約190万立方メートルの土砂が活用される予定となっている。

[南三陸町の取組事例]

南三陸町では、平成26年12月時点で、町道整備の着手率が5割強（24箇所/44箇所）となったほか、被災した港湾については、県管理（4箇所）及び町管理（19箇所）の全ての箇所において復旧工事に着手した。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、災害に強い道路ネットワークを構築するため、三陸海岸の縦貫軸及び内陸部と沿岸部を結ぶ高規格幹線道路等である「復興道路」、内陸部と沿岸部の各都市を結ぶ横断軸等の「復興支援道路」、沿岸部の防災拠点等へアクセスする「復興関連道路」の整備をそれぞれ進めた。なかでも、復興道路については、かつてないスピードで整備が進み、平成26年度末の時点で、震災後に事業化された復興道路の全区間で着工され、全体延長393kmのうち123km（31.3%）で供用が開始された。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、三陸縦貫自動車道が「命の道」として重要な役割を果たしたことから、復興のリーディングプロジェクトとして加速的に整備が推進されることになった。これにより未事業化区間であった歌津～本吉、気仙



沼～唐桑南及び唐桑北～県境についても新規事業着手がなされ県内全区间において事業化されるとともに、今後 10 年程度での全線開通の方針が示された。さらに、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等の高盛土構造が津波浸水被害の防災・減災に有効であったことから、沿岸部の幹線道路についても、可能な区間で高盛土構造にするなど、市町の復興まちづくり計画とあわせて整備が進められた。

停止した港湾機能の回復に向けては、被災企業の産業競争力を高め復興への歩みを加速するため、岸壁や防波堤、埠頭の拡張など港湾施設の整備による物流機能の拡充を進めるとともに、港湾の津波に対する防災機能を高めるため、防潮堤などの対策事業に着手し、平成 25 年度末までに、防潮堤に近接しない主要な港湾施設については復旧を概ね完了させ、震災前と同程度まで機能を回復させた。

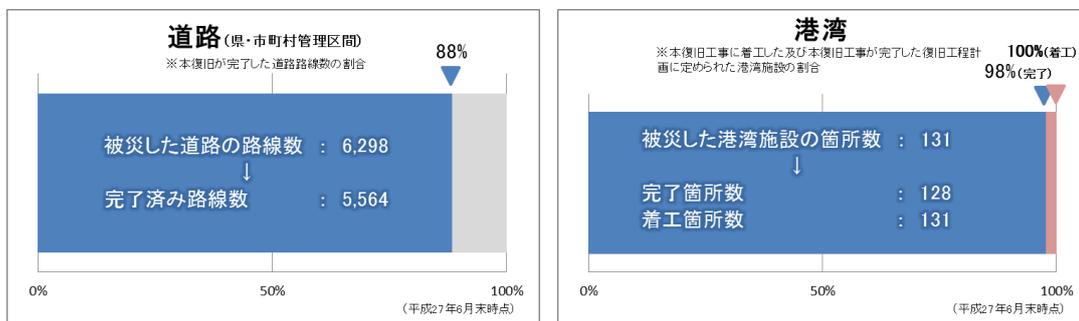
漁港機能の回復に向けては、航路の啓開に早急に取り組むとともに岸壁や防波堤の整備を進め、海上輸送路を確保した。

[東日本大震災被災地派遣職員（県職員）からの聴取事項]

被災地の現場では、地籍調査が進捗していたことから、復興事業に必要な用地買収において境界立会がスムーズに進んだ。特に、津波浸水予測区域における地籍調査の進捗率を高めておくことの必要性を痛感した。津波被害の後、跡形もない現地において、自己所有地を明示することは困難である。土地の境界確定の遅れに起因する復興事業の大幅な遅れや損失は計り知れないものとなる。

※本項は、用地買収や換地業務等に携わった派遣職員共通の意見であり、取組項目「海岸、河川等の県土保全」、「上下水道・工業用水道等のライフラインの復旧」等においても、共通して適用される事項である。

(図表 被災3県における道路・港湾・漁港の復旧状況)



については、被災箇所が 14 箇所あるものの工事着手には至っていない。

特記事項

[岩手県の取組事例]

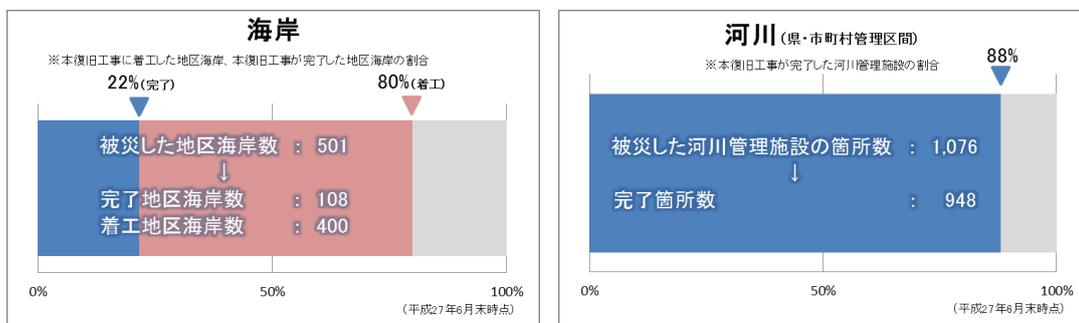
岩手県では、被災した防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備にあたって、高潮等の被害が予想される箇所について、仮防潮堤を築造する等の応急工事を実施したほか、津波・都市計画・地震等の専門家で構成される「岩手県津波防災技術専門委員会」を設置し、各市町村から復興まちづくりの方向性を伺いながら、科学的・技術的な知見に立脚した防潮堤の高さや配置の検討を進め、平成 23 年 10 月までに県沿岸を 24 の地域海岸に区分し、防潮堤の高さ等を公表した。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、地盤沈下等の影響により洪水被害のリスクが高まった低平地の治水安全度を早急に向上させるため、17 河川の河川改修事業を実施するとともに、建設中のダムの整備促進、堤防除草や河道中の支障木伐採などによる適正な河川環境の確保に取り組んだ。

土砂災害対策については、二次災害の発生リスクが高まった箇所の把握を行ったほか、被災した砂防関係施設 4 箇所、地すべり防止施設 1 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 4 箇所の復旧対策に取り組んだ。

(図表 被災 3 県における海岸・河川の復旧状況)



(復興庁「東日本大震災からの復興の状況と最近の取組 (平成 27 年 11 月版)」を基に作成)

取組項目Ⅱ-(10)-④ 上下水道・工業用水道等のライフラインの復旧

取組概要

被災後の応急復旧活動に引き続き、上下水道・工業用水道等のライフラインの本格復旧に向けた取組を進める。

広域水道や工業用水道については、応急仮復旧箇所の本復旧に向けた工事を実施するとともに、被災した市町の水道施設の早期復旧を支援する。

下水道については、津波により機能を停止した流域下水道の処理場・ポ

ンプ場の復旧に取り組むほか、地盤沈下等による既設污水管への浸入水対策等に取り組む。

実施時期

震災3か月～

市町に期待する役割

国・県等と連携して、住民の生活環境を確保する上で欠かすことができない上下水道等のライフライン施設の復旧に向けた取組を進める。

[東日本大震災被災地派遣職員（市職員）からの聴取事項]

南三陸町では、水源地が海水で浸水したため、塩分のある水が生活用水として供給された。飲用可能となるまで約半年くらい必要であった。（平成23年8月1日時点で復旧率は99%）

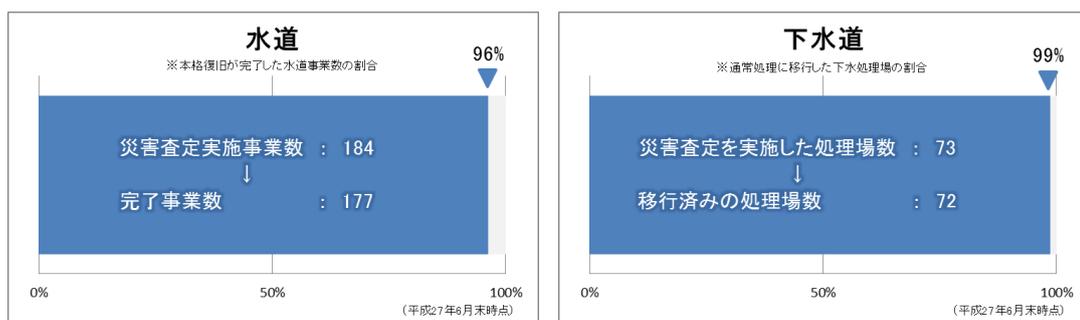
特記事項

[宮城県の実施事例]

宮城県では、被災した広域水道及び工業用水道の施設について、広域水道施設災害復旧事業及び工業用水道施設災害復旧事業により復旧工事を行い、平成24年度中に広域水道施設150箇所、工業用水道施設133箇所において、全ての復旧工事を完了させた。また、市町が管理する水道施設28箇所について、災害復旧事業の技術的支援を実施した。

下水道施設については、公共土木施設災害復旧事業により流域下水道7流域の190件の事業に着手し、平成25年度末までに全ての復旧工事を完了させた。ただし、この間、多賀城市においては、県管理の仙塩浄化センターが津波で水没し全機能が停止したため、3市3町の汚水処理ができず、終末処理場のある多賀城市に下水が流れ込んだ結果、市内の至る所のマンホールから汚水が溢水し、臭気問題が発生するといった被害が発生した（平成25年3月に復旧）。

（図表 被災3県における水道・下水道の復旧状況）



（復興庁「東日本大震災からの復興の状況と最近の取組（平成27年11月版）」を基に作成）

取組項目Ⅱ-(10)-⑥ 公園、緑地の復旧

取組概要

公園・緑地は、避難場所や復旧・復興の活動拠点となるなど、災害時に大きな役割を果たすことから、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりの視点に基づき、復旧事業を進めることが重要となる。

被災後は、被害状況や応急・復旧活動における利用状況を見定めるとともに、市町の復興まちづくりの方向性などもふまえ、復旧や再整備に取り組む。

実施時期

震災 6 か月～

市町に期待する役割

国・県等と連携して、復興まちづくりの方向性などをふまえた公園、緑地の復旧・整備に取り組む。

特記事項

[宮城県の実施事例]

宮城県では、県が管理する5つの都市公園は、特に津波による被害を直接受けた沿岸部の3公園（矢本海浜緑地、岩沼海浜緑地、仙台港多賀城地区緩衝緑地）をはじめ、全ての公園で被害が発生し、加瀬沼公園を加えた4公園が休園に追い込まれた。なかでも矢本海浜緑地及び岩沼海浜緑地では、公園施設のほとんどが流失、破壊といった壊滅的な被害状況であった。市町が管理する公園も同様であり、沿岸域の各所で市街地あるいは集落ごと失われた公園も少なくなかった。

震災への初動対応として、一定の広さを有する県立都市公園は、各方面からの支援や物資・資機材の集結基地となり、県内各所の応急復旧に向けたバックアップ体制構築において役割を果たした。初動期を過ぎてからは、各所で発生した災害廃棄物の仮置場としても活用された。また、沿岸市町が管理する公園は、各種の応急施設（仮設校舎、仮設住宅等）用地として活用され、大規模災害時における公共空地の有効性を再認識することとなった。